芽室町介護保険条例中一部改正の件について

I 低所得者の保険料軽減強化

1 概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を平成27年度から一部実施しており、令和元年10月の消費税率10%への引き上げとともに令和2年度までの段階的な軽減強化が図られるもので、当該軽減に係る政令の一部が改正されたことから保険料率の改正を行う。

2 軽減対象 所得区分が第1段階から第3段階が対象となる。

区分	所得状況	対象者数	
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で	894人	
	老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非		
	課税で合計所得額+課税年金収入額が80万		
	円以下		
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課	5 5 4人	
	税年金収入額が80万円超120万円以下		
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課	2 2 0 1	
	税年金収入額が120万円超	3 3 9人	

3 軽減割合

保険料基準額に対し、公布される政令に準じて段階的な軽減化を図る。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
第1段階	0.45	0.375	0.3	
第2段階	0.65	0.525	0.5	
第3段階	0.75	0.725	0.7	

[※]平成27年度から所得区分第1段階の方に対し、公費による介護保険料の軽減(0.5→0.45)を 実施している。

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	本人の属 する世帯 状況	本人の状況			改正前	<u>改正後</u>
第1段階		・生活保護受給者		年額	27,100円	21,700円
		・老齢福祉年金受給者 ・合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方			2,265円	1,812円
					0.375	0.3
	世帯員全				38,000円	36,200円
第2段階	員が町民	・合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万以下の 方		月額	3,171円	3,020円
	税非課税			料率	0.525	0.5
					52,500円	50,700円
第3段階		・合計所得	・合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方		4,379円	4,228円
				料率	0.725	0.7
		. ★ 1 50円	・本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方		65,2	00円
第4段階					5,436円	
				料率	0.	90
笠 F 50.0比		→ 1 → 5m	ᆩᄆᅅᆉᆕᄜᅅᆓᇫᇫᆚᇎᄱᄼᅓᇈᅖᄡᄼᄼᄼᄳᄀᅓᇬᄼᆗᆉ	年額	72,400円	
第5段階(基準)			・本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える方		6,040円	
					1.00	
		帯 民税 い あまれ	・合計所得金額が120万円未満の方	年額	86,900円	
第6段階				月額	7,248円	
				料率	1.20	
			・合計所得金額が120万円以上200万円未満	年額	94,200円	
第7段階				月額	7,852円	
				料率	1.30	
	世帯員が		・合計所得金額が200万円以上300万円未満	年額	108,700円	
第8段階	町氏状を 課税され ている			月額	9,060円	
					1.50	
			・合計所得金額が300万円以上500万円未満	年額	123,200円	
第9段階				月額	10,268円	
				料率	1.70	
				年額	134,000円	
第10段階			・合計所得金額が500万円以上700万円未満	月額	11,174円	
				料率	1.85	
			・合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	年額	141,300円	
第11段階				月額	11,778円	
					1.95	
					155,800円	
第12段階			・合計所得金額が1,000万円以上	月額	12,986円	
				料率	2.15	

II 新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料減免

1 概要

新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少することが見込まれる第1号被保険者に対し、国が定める基準により保険料減免を実施するもの。 なお、当該減免を実施した場合には、国費による財政支援が行われる。

2 减免対象

次の①または②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者が減免対象となる。

- ② 新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次の2つの要件に該当する第1号被保険者。
 - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を 控除した額)が前年の当該事業収入等の3割以上であること
 - (イ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下であること

3 減免対象の保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

4 減免額の計算

対象保険料額(表1)× 減免または免除の割合(表2) = 保険料減免額

(表1)

対象保険料額 $= A \times B / C$

A: 当該第1号被保険者の保険料額

B:第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入 等に係る前年の所得額

C:第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額

(表2)

前年の合計所得額	減額または免除の割合		
200万円以下であるとき	全 部		
200万円を超えるとき	10分の8		

※事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得額に関わらず減額または免除の割合は全部となる。